

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項および第4条中「および第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項および第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。